

監査公表第9号

令和2年（2020年）11月11日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和2年10月30日付け札総第1550号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1550 号

令和 2 年（2020 年）10 月 30 日

札幌市監査委員 藤江 正祥 様
同 窪田 もとむ 様
同 三上 洋右 様
同 國安 政典 様

札幌市長 秋元 克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（令和2年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和2年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(1) 割賦販売契約を締結するに当たり、適切な予算措置を講じていなかったもの</p> <p>携帯電話の購入に当たり、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約に該当するとして、契約日が属する年度を超えた期間の支出について予算措置を講じないまま2年間の割賦販売契約を締結していた。また、購入代金について、備消耗品費として支出すべきところ、通信運搬費として支出していた。</p> <p>携帯電話の購入代金について、基本使用料等の電気通信役務の提供にかかる対価と同様に長期継続契約の対象であると誤認したために生じた誤りであるが、長期継続契約は法に基づき例外的に認められているものであることを周知徹底し、同様の誤りを生じないように対策を講じられたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>本体等代金については、指摘のとおり備消耗品費として支出するべきものであると考え、割賦残額分を一括して備消耗品費として支出した。再発を防止し、適切な事務の執行に努めるため、以下のことについて改めて局内に周知徹底をした。</p> <ul style="list-style-type: none">・割賦販売により物品を購入する場合で、契約日が属する年度を超えた期間に支出を行う場合は、予め債務負担行為を設定すること。・携帯電話を購入する際は、本体代金は備消耗品費として支出すること。・既に長期継続契約として携帯電話の端末を割賦契約にて購入し、本体代金を電気通信費として支出している場合は、今後本体代金は備消耗品費として支出し、可能な限り本体代金の残額を一括して支出すること。	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 指名見積合せの実施を伺うに当たり、契約約款を示さず決裁を受けていたもの</p> <p>指名見積合せの実施を伺う際に、契約約款の記載を省略した契約書案を伺に添付しており、どのような契約条件を付して契約を行うかが定かでないまま決裁を受けているものがあつた。</p> <p>契約内容の詳細についても決裁権者が決定すべきものという認識の不足による誤りであるが、契約条件を明らかにしたうえで決裁を受けるなどの改善をなされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指名見積合せの実施を伺う際は、標準約款を使用する案件にはその種類を契約書案に明記し、標準約款を使用しない案件には約款を添付して決裁を受けることとした。</p>	

また、被指名者へ提示する、契約内容に係る書類についても、伺いに添付したうえで決裁を受けるよう改善した。

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(3) 指名見積合せに当たり、被指名者への指名通知に不備が認められたもの</p> <p>指名見積合せの実施に当たり、被指名者への通知について、次のとおり不適切な取扱いがみられた。</p> <p>ア 指名通知書の発出に当たり、文書件名簿等に当該文書の発送日等を記載しておらず、発送の証跡が残されていない。</p> <p>従前から指名通知書については文書件名簿に記載しない扱いとしており、指名通知書案に発送予定日を記載することで足りるとしていたものであるが、証跡として不十分であることから、指名通知の重要性を鑑み、改善をなされたい。</p> <p>イ 指名の通知に当たって、貴局が定める標準契約約款を使用する場合、指名通知書に契約書案を添付しておらず、標準契約約款を使用する旨の通知等も行っていなかった。</p> <p>関係規程の理解不足による誤りであるが、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領においても、指名通知書には契約条項等を添付することとされていることから、同要領に定めるとおりの取扱いをなされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>指名通知書の発出に当たり、別途契約情報を管理している一覧表に、契約案件名、契約番号及び被指名者に加え発送日も記載することとし、文書件名簿に代えることとした。</p> <p>イについて</p> <p>指名の通知に当たり、契約書案に標準約款を使用する案件にはその種類を明記し、標準約款を使用しない案件には使用する約款を添付することとし、契約条件を明確にするよう改善した。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(4) 競争入札参加資格者以外と契約を行う際に、その者の資格を調査していなかったもの</p> <p>札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領に定める競争入札の参加資格を有すると決定した者(以下「参加資格者」という。)以外の者と定期刊行物の購入契約を締結するに当たり、関係規程の理解不足により、参加資格者と同等の資格を有していることを調査していなかった。この調査は、契約の相手方とすべきではない者との契約を未然に防ぐために必要なものであるから、必要な</p>

	<p>調査を行った上で、適切な相手と契約をなされたい。</p> <p>なお、現行の規程においては、少額の契約や供給元が特定される契約などにおいても一律に資格調査を義務付けており、事務の煩雑化を招いていることから、一般会計等の同様の調査の状況も踏まえ、資格調査の必要性や方法について精査されたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け、参加資格者以外の者と契約を締結する際は資格調査を要することを、局内通知にて改めて周知徹底した。

なお、現行規程では少額の契約や供給元が特定される契約などにおいても、一律に資格調査を義務付けているものの、資格調査に当たって原則として徴取することとしている申出書について、事務の煩雑化を招かぬよう、徴取を省略できる事例について、一般会計を所管する財政局管財部と内容を調整しつつ、関係職員が認識しやすい形で示すこととする。

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(5) 一般競争入札に係る参加資格審査を適正に実施すべきもの</p> <p>ア 役務契約に係る事後審査型一般競争入札の参加資格要件審査において、資格審査の結果等を記載した書面が残っておらず、落札者の決定過程が不明である事例が多数みられた。</p> <p>関係規程の理解不足によるものであるが、入札の公平性、透明性を確保するためにも、適正な参加資格審査を実施するとともに決定過程の記録等に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

事後審査型一般競争入札の参加資格要件審査において、書類の提出を求めない落札候補者の登録業種等参加資格等の要件については、それらが確認できる書類を残すこととし、これらの書類に資格審査の結果等を記載することとした。

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(5) 一般競争入札に係る参加資格審査を適正に実施すべきもの</p> <p>イ 一般競争入札(電子入札システムによる事後審査入札方式)の参加資格要件審査において、落札候補者から書類を徴しないと確認できない要件についても、その他の要件を確認することで当然満たしていると考えたことにより、本来必要となる落札候補者からの確認書類を徴していない事例が多数みられたほか、資格審査の結果等を記載した書面が残っておらず、落札者の決定過程が不明であった。</p> <p>入札の公平性、透明性を確保するためにも、適正な参加資格審査を実施するとともに決定過程の記録等に努められた</p>

	い。
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>事後審査型一般競争入札の参加資格要件審査において、書類の提出により参加資格を証明させる要件については、必要な審査書類を徴したうえで審査し、それらが確認できる書類を残すこととし、これらの書類に資格審査の結果等を記載することとした。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(6) 物品購入に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品を購入した際の受入検査については、検査員が契約書、仕様書、設計書等の関係書類に基づき検査を行うこととされている。しかしながら、物品の納入に係る受入検査において、関係規程の理解不足により、関係書類に基づく検査が適正に行われていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>当該業務は、毎年発注する業務であることから、来年度以降、長靴、安全長靴の契約を行う際は、受入検査を適正に行えるよう性能に関する仕様を見直す、もしくは目視や計測で確認できない場合は書面の提出を義務付ける等、仕様書を見直すこととした。</p> <p>また、今後、同様の事態が発生しないよう、関係法令の遵守を課内ミーティングにより徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。</p>	

監査対象	総務局行政部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(7) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 物品購入等及び役務契約に関する事務処理において、支出負担行為伺書や見積合せ参加者選考調書、検査報告書等関係書類の日付の記載に不備があるもの、仕様書で受託者に提出を求めている書類の提出を受けていないもの、また、仕様書で定めた条件を満たしていることについての十分な確認を行わないまま履行検査を行っているものなど、失念や確認不足、不注意等に起因する誤った事務処理が散見された。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>(支出負担行為伺書や見積合せ参加者選考調書、検査報告書等関係書類の日付</p>	

の記載に不備があるものについて)

御指摘を受けた後、直ちに日付を記載するとともに、確認不足や不注意等による日付の記載漏れ防止のため確認を徹底するよう関係職員へ周知した。

(仕様書で受託者に提出を求めている書類の提出を受けていないもの)

仕様書で受託者に提出を求めている書類の提出漏れがないよう、必要に応じてチェックリストを作成し、各業務の原議に添付することとした。これにより、複数の職員による確認を行うことでチェック体制を強化した。

(仕様書で受託者に提出を求めている書類の提出を受けていないものについて)

仕様書で定めた条件を満たしていることについての十分な確認を行うため、受託者からの提出書類を複数の職員で確認することとした。その際、仕様が分かるカタログ等がない場合は、実寸により確認した上でその経緯を記録して課長職まで情報共有することとした。

監査対象	総務局職員部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(7) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 物品購入等及び役務契約に関する事務処理において、以下の事例のような関係規程の理解不足やチェック体制の不備等に起因すると考えられる誤りがみられた。</p> <p>(ア) 物品購入に係る事務処理において、見積書等を徴取していないものや日付の記載がない見積書等を徴取しているもの</p> <p>(イ) 物品購入の際、物品管理者から物品分任出納員への物品出納通知を行っていないもの</p> <p>(ウ) 個人情報を取り扱う情報システムの運用・保守業務の委託に当たり、委託契約書に個人情報取扱注意事項や情報セキュリティ対策事項に関する記載がないもの</p> <p>(エ) 役務の委託において、仕様書により契約締結後速やかな提出を求めている業務体制、現場責任者及び従事者、セキュリティ対策等に関する書類の提出を受けていないもの</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>イ (ア)、(イ) について</p> <p>課の庶務担当者や部の物品検査員や物品分任検査員がチェックをしやすい</p>	

よう書籍や追録ごとにバインダーにより回付するよう管理方法を改めた。

また、支出事務担当者が変更となっても同様の事務を適切に行えるよう、年度末等に課の庶務担当者が行うべきものをまとめた担当者用マニュアルを作成した。

イ（ウ）について

契約書に盛り込まなければならない事項の記載漏れを防止するため、契約書作成時に担当者が、決裁時に決裁権者が確認する「契約書記載事項確認表」を作成し、内部で共有することとした。上記確認表により、以下の作業を徹底することとした。

- ・契約の種類（一般・長期継続契約・個人情報取扱事務等）に応じて、役務契約約款のひな型を参照すること。
- ・個人情報取扱事務を委託するときは、行政情報課のページの「個人情報取扱事務の委託について」及び「個人情報取扱事務委託等の基準」を確認の上、「個人情報取扱注意事項」を契約書に添付する等、必要な情報を契約書に盛り込むこと。

イ（エ）について

令和2年5月21日に契約締結日以降の業務体制、現場責任者及び従事者、セキュリティ対策に関する書類を徴収した。

契約予定日の1週間後を「書類点検日」とし、契約に係る処理項目のチェックリストを作成して予定表に追加・共有しながら必要書類の点検を確実にを行い、上司の確認を受けることとした。

監査対象	厚別区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/1 支出事務/(8) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの 札幌市街路灯修繕業務において、仕様書では、受託者は業務完了時に支給材料の精算を行い、支給材料返納届を速やかに提出することとされているが、仕様書の確認不足により返納届の提出を求めていなかったため、支給材料の精算が行われたか確認ができず、また、前年度の契約期間中に支給を受けた材料を、業務完了時に精算することなく、当該年度の業務において引き続き使用している事例がみられた。 今後は、契約内容に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 担当係では、仕様書の内容を改めて確認し、今後、当該業務完了時には、支給材料精算による返納届を提出させると共に、仕様書にて提出を求めている書類をリスト化し、記載事項及び提出状況について複数人でチェックすることと	

した。また、これらの改善により、使用簿の誤記を是正し精算行為と矛盾が生じないよう確実な整合性を図った。

この件については、部内ミーティングで周知し、他の契約業務においても仕様書を再確認し内容に従った事務を行うよう指示した。

監査対象	総務局行政部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(9) 見積書、納品書の取扱いを適正に行うべきもの その1</p> <p>物品購入等の事務処理において、関係通知に規定された事務処理方法の認識不足により、納入業者等から日付記載のない見積書、納品書等の提出を受けた際、提出者に記入するよう指導を行わないまま、受付印の押印等による処理を行っているものが多数みられた。</p> <p>今後は、関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>御指摘を受け、平成22年8月3日付け管財部長・会計室次長通知「物品購入等に係る見積書・納品書・請求書の取扱いについて」の内容について関係職員に周知した。日付の記載がない見積書や納品書が納入業者等から提出された際は、その場で記入を求めることを徹底しているほか、送付の場合は、受付印を押印した上で、以後は日付を記載するように業者へ指導することを徹底している。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(10) 見積書、納品書の取扱いを適正に行うべきもの その2</p> <p>物品購入等の事務処理において、関係通知に規定された事務処理方法の認識不足により、納入業者から日付記載のない見積書、納品書の提出を受けた際、提出者に記入するよう指導を行わないまま、発注者側でスタンプにより日付を記載している事例が多数みられた。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、日付記載のない見積書等を業者が持参により提出した場合は、その場で日付を記載させた上で受領することを徹底するとともに、書類受領後の決裁や検査の過程においても、決裁権者や検査員が日付欄の確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、今回の指摘に限らず、物品購入等に係る見積書・納品書・請求書の適正な取扱いについて、通知により部内職員に周知徹底を図った。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の	第1 指摘事項/1 支出事務/(11) 個人情報保護に係る措置を適

指摘事項	<p>正に行うべきもの</p> <p>個人情報の取扱いを含む業務を委託するときは、契約書等に個人情報を取り扱う際の注意事項を記載するなど、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとされているが、関係規程の理解不足により、これがなされていないものがみられた。</p> <p>個人情報は、個人の権利利益が侵害されることのないように、本市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものである。</p> <p>今後は、個人情報保護の重要性を認識し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
------	---

《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け、必要な措置を講じていなかった契約に関しては、「個人情報の保護に関する覚書」を追加で受託者と締結することで、個人情報保護の徹底を図った。

また、個人情報の取扱いを含む業務を委託するときは、「個人情報取扱事務委託等の基準」等に基づいて、個人情報を保護するために必要な措置を講ずる必要があるため、関係法令及び参考資料等を参照の上、適正な事務の執行に努めるよう、通知により部内職員に周知した。

監査対象	総務局行政部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(12) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの その1</p> <p>産業廃棄物処理の委託に関する事務について、関係規程の認識不足や不注意に起因する以下のような不適切な事例がみられた。</p> <p>ア 委託契約書に、法定記載事項の一部が欠如しており、また、収集運搬業許可証及び処分業許可証の写し等受託者が当該廃棄物の処理を行えることを証する書類が添付されていないもの</p> <p>イ 最終処分終了日が記載されていない産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受理し、そのまま履行検査を行っているもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

ア及びイについて

御指摘を受け、委託契約書における法定記載事項の欠如や収集運搬業許可証等の提出書類の不備、マニフェストにおける記載不備の再発を防止するため、産業廃棄物ガイドやその他関係規定に基づく事務の徹底について改めて周知した。

また、上記事項の再発防止のほか、処理手順の漏れや誤りの発生を防止する

ため、チェックリストを作成した。今後は、当該チェックリストを用いて複数の職員で確認作業を行うことでチェック体制を強化する。

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(13) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの その2</p> <p>産業廃棄物処理の外部委託に当たり、水道工事発注の場合と同様に受託者が排出者になると誤認したことや、法令等の理解不足などから、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。今後は、産業廃棄物処理の委託に係る一連の事務処理について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 中沼地区発生土一時堆積場アスファルト殻搬出業務は、産業廃棄物であるアスファルト殻を、貴局が管理する堆積場から指定の産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）のもとへ搬出する業務であり、産業廃棄物収集運搬の許可を有する業者と委託契約を締結している。</p> <p>しかし、別途必要となる処分業者への処分の委託については、施行同等の起案や入札の執行等、役務契約に当たって必要となる所定の手続きがなされておらず、委託契約も締結していなかった。</p> <p>イ アの業務の積算については処分業者へ支払う処分料も含まれているが、仕様書には、受託者が業務の一環として処分業者へ処分料を支払うことが明記されておらず、また、実際に受託者がどのように処分料を支払ったのかも明らかではなかった。</p> <p>ウ アの業務に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に記載される排出者は貴局であるべきだが、すべてのマニフェストについて、搬出業者である受託者名が記載されていた。</p> <p>また、一回の搬出ごとに作成・提出され、その都度処理状況の確認を要することとなっているマニフェスト各票（A票、B2票、D票、E票）も、全回数分を業務完了届に併せて一括で受託者から受領しており、本来の排出者である貴局が、各票の返送時期や記載内容の確認など、個々の搬出に係る処理状況を適時適切に管理していたとは認められなかった。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p>	
<p>今後、同様の業務を行う際には、許可を有する処分業者と委託契約を締結するとともに、契約相手の決定に当たっては適正な手続きを経て入札又は見積合</p>	

わせを実施すること、仕様書に処分料の支払方法を明記すること、及びマニフェストにより処理状況を適時適切に管理することとした。

また、アスファルト殻を含めた産業廃棄物収集運搬及び処分に係る事務手続き等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき、委託契約やマニフェストの取扱い等を適正に行うよう、課内研修を実施して関係職員に周知徹底を図るとともに、産業廃棄物処理の委託について、適正な事務の執行に努めるよう通知により部内へ周知した。

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(14) 道路排水施設清掃業務の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路排水施設清掃業務の委託において、施工期間終了間際に作業指示を行ったために同業務に含まれる産業廃棄物収集運搬処理が施工期間内に完了できておらず、また、最終処分終了日及び最終処分を行った場所が記載されていない産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票を受理し、そのまま履行検査を行っているのがみられた。</p> <p>今後は契約内容に十分留意するとともにチェック体制を強化し、関係法令等を順守して、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘案件に関しては、本市との契約業者から最終処分業者との管理票（2次マニフェスト）の写しを徴収し、業務が確実に行われていることを確認した。</p> <p>今後の再発防止策として、関係職員全員を対象として、監査指摘事項の内容及びこれに至る経緯等を把握させるとともに、“産業廃棄物ガイド（環境局作成）”等により、産業廃棄物処理に係る手続きを改めて徹底した。</p> <p>また、執行にあたっては、処理委託契約書の契約内容や、マニフェスト発行時及び産業廃棄物処理の各段階において返送されるマニフェストの記載項目を関係者複数人において確認・共有することとし、チェック体制の強化を図った。</p>	

監査対象	総務局行政部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 行政運営事務/(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む</p>

	<p>機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>ア 監査の結果、関係規程の認識不足に起因する以下のような不適切な事例がみられた。</p> <p>(ア) 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団の排除に関する記載のない旧様式等を使用しているもの</p> <p>(イ) 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、こうした事務処理に当たっては、常に最新の要綱・様式等の内容を十分確認するよう留意されたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

(ア)について

契約管理課が作成している最新の契約約款の使用を徹底するよう関係職員へ改めて周知した。また、必要に応じて、契約条項に係る引継書を作成するとともに、契約約款のデータファイルの名称を工夫する（誤って旧様式を使用することがないように、名称を「契約約款（令和〇年〇月〇日取得）」などとすることで契約約款の入手時期を明らかにする。）こととした。

(イ)について

書類の徴取漏れがないよう、必要に応じてチェックリストを作成するなどして、職員間の相互チェックを徹底することとした。また、使用許可書の許可条件に所定の内容が反映されていないことがないように、管財課が作成している最新の様式の使用徹底について改めて周知した。

監査対象	総務局国際部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 行政運営事務/(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除</p>

	<p>に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>イ 公有財産の貸付に当たり、本来は「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」の規定に則り、貸付の相手方が国又は地方公共団体である場合を除いては誓約書の徴取等が必要であるが、監査の結果、相手方が独立行政法人等であったことから徴取は不要であると誤認したため徴取を行わず、また、貸付契約書の貸付条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、こうした事務処理に当たっては、常に最新の要綱・様式等の内容を十分確認するよう留意されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p>	<p>指摘事項に関する事務処理の是正について、実地監査終了後の令和2年5月20日、監査結果確定後の同年6月30日、7月9日にメールにて部内で共有し、最新の様式の使用はじめ、規程遵守について周知徹底した。令和2年度においては、公有財産の貸付けに際し、既に誓約書を徴取済である。さらに今後、徴取漏れを防ぐよう、事務引継書に本件指摘について記載済であり、引継時に漏れないよう担当係で共有している。</p>

<p>監査対象</p>	<p>白石区土木部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項/2 行政運営事務/(2) 内部統制上の課題を解消し、適正な事務処理を行うべきもの</p> <p>道路損傷事故処理要領によると、市が管理する道路を損傷又は汚損された場合、被害の状況等を調査し、原因者が判明したときは、原則、その原因者から損傷行為に係る確認書を徴取の上、所定の様式により工事施行命令を発し、原因者に当該道路の復旧工事を行わせなければならないとされており、事務処理の際には事故報告書、完結報告書等の文書を作成するよう定められているが、これらの事務処理が口頭確認のみで行われており、所定の文書が作成されていなかった。</p> <p>本件については、平成29年度第1回定期監査においても同様の不適切な事務処理が指摘されたところであり、その後の2年間は要領に基づき適切に処理されていたが、令和元年度においてはほぼ全件で上記のような不適切な事務処理が行われていたものである。</p> <p>原因としては、組織内で文書作成の重要性についての認識が欠けていたこと、事務処理の進捗状況についての情報共有が図られていなかったこと、チェック体制が不足していたことが挙げられ</p>

	<p>ているが、これは事務の適正な執行を確保するための内部統制に不備があったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、組織として内部統制上の課題を解消し、情報共有体制の強化を図るとともに正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、関係規程を順守して適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係員全員に、道路損傷事務処理要領を基に、正確な事務処理の遂行について周知を図った。事務処理手順を再認識するとともに、その上で事務処理に必要な文書ファイルの保管場所を決めて、他係員も1件ごとの進捗状況を確認できるよう整理した。</p> <p>今後、不適切な事務処理が繰り返し行われないう、令和2年7月31日に改正された道路損傷事故処理要領の道路損傷事故記録台帳（兼チェックリスト）（様式1）を活用し当該事務の進捗状況について、定期的に副担当者及び係長によるチェックを行ったうえ、課長へ報告し情報共有体制の強化を図ることとした。</p> <p>また、部内職員へ、あらためて各々の業務の関係規程遵守及びチェック体制の強化について周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 その他の事務/(1) 資産計上を適正に行うべきもの</p> <p>保有する自動車（給水タンク車）に係るリサイクル料金（法令に基づき、自動車の購入時に預託するもの）は、前払費用として流動資産に計上されていた。</p> <p>しかしながら、自動車は通常、1年を超える期間に渡って使用することが想定されるから、上記の前払費用は固定資産に区分すべきものである。</p> <p>企業会計における資産の流動及び固定に係る基準であるワン・イヤー・ルール（ワン・イヤー・ルール）の理解不足に起因するものであるが、今後は、関係規程等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>保有している給水タンク車5台分のリサイクル料金47,450円については、本来の会計処理によれば固定資産に計上すべきものであるが、金額が比較的少額であり、また、経常的に発生する経費ではないことから、厳密な処理を行うことにより事務コストがかかるだけでなく、会計データが膨大となり、重要な会計情報が埋没してしまうおそれがある。</p> <p>このことを考慮の上、企業会計原則注解で定める重要性の原則に基づき、給水タンク車5台分のリサイクル料金47,450円については、固定資産への振替ではなく、当年度の費用として一括計上した。</p> <p>今後はワン・イヤー・ルールを含む関係規程等を順守し、適正な事務の執行</p>	

に努めたい。

(1) 令和2年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 工事設計/(1) 一般管理費等率の補正を適切に行うべきもの</p> <p>国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）では、一般管理費等率(*)の補正について「前払金(*)の保証がない工事は、一般管理費等率の補正の対象外である。」と定められている。</p> <p>監査した土木工事において、前払金支払いが無く、前払金の保証がない工事であるにもかかわらず、一般管理費等率の補正を行い、過大な積算となっている事例がみられた。</p> <p>積算を担当した職員の積算基準についての理解が不十分であったこと及び検算・審査が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算基準等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。</p> <p>(*) 一般管理費等率：工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用を算出する際に用いる率</p> <p>(*) 前払金：工事等の着手に際して、必要な労働力、資材等を確保するために多額の資金が必要となることから、一定の設計金額及び工期を超える場合に契約の相手方から請求があったとき発注者から受注者へ支払うもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>工事主任となる担当者を対象に課内研修を実施し、工事設計書作成における諸経費補正設定について注意すべきポイントを説明した。</p> <p>また、新土木工事積算システムの諸経費設定画面において前払金支払い割合による補正記載が曖昧であり、ミスを誘発しやすいと思われるものが見受けられたため、これについて工事管理室と協議をした結果、令和2年7月1日のシステム更新において画面の表示内容を改めた。</p> <p>その他、10区の工事担当係長会議（令和2年6月9日開催）において、小額工事の経費補正について誤りがあった経緯を説明し、工事管理室に対して申し入れしていく旨を説明したほか注意喚起を行った。</p> <p>さらに、設計書作成時の起案・検算を複数人職員により行うよう指導した。</p>	
監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 工事監理/(1) 工事写真を適切に撮影すべきもの</p> <p>「営繕工事写真撮影要領」では、工事写真の撮影対象を定めて</p>

	<p>いるが、今回監査した設備工事において、施工状況や除去物の処理状況の工事写真が適切に撮影されていない事例がみられた。</p> <p>この事例については、当該要領に対する監督職員及び受注者の理解不足が原因と考えられる。</p> <p>発注者は、この要領について、職員への周知を徹底するとともに、受注者へ工事写真の撮影を適切に行うよう指導し、適正な工事監理に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領、営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックに記載の工事写真撮影要領に基づき、撮影し、受注者に提出させるとともに、直ちに営繕工事を発注する担当課ごとに職場内研修を行い、「工事写真撮影要領」について、職員に周知を図った。

- ・ 工事課（設備担当課） 令和2年8月4日、12日 受講者12名
- ・ 配水センター 令和2年8月3日 受講者9名
- ・ 藻岩浄水場 令和2年7月31日 受講者10名
- ・ 白川浄水場 令和2年8月4日、5日 受講者18名

また、今後人事異動があった場合の職場内研修には、当該「工事写真撮影要領」についての項目を加えて行うこととした。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 工事監理/(2) 工事写真の写真原本を提出すべきもの</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書の「写真管理基準」では、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出することと定めているが、監査した工事において、写真原本を格納した電子媒体が提出されていない事例がみられた。当該事項については、過年度の監査においても度々指摘しているにもかかわらず、この基準について、監督職員の理解が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>デジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された工事写真が適正であることを確認するためにも、今後は写真原本の受領を確実にを行うように、関係部局と調整し再発防止に向けた取組みを講じ、受注者の指導に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

係会議において、工事監督員に従事する職員を対象に、誤認識により工事写真の写真原本が未提出となった事例（指摘事項）を説明した上で、「札幌市土木工事共通仕様書」（写真管理基準）の記載内容をあらためて確認するよう指示した。

併せて、同様のミスが再発しないよう職員間で相互確認するなど、指摘事項を踏まえた厳格な確認及び点検を行うとともに、引き続き、受注者への周知徹

底及び指導強化に取り組むこととした。

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 工事監理/(3) 道路使用許可条件を遵守すべきもの</p> <p>道路交通法では、道路において工事をしようとする当該工事の請負人は、工事場所を管轄する警察署長の許可（道路使用許可）を受けなければならない、警察署長は当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる」とされている。</p> <p>監査した土木工事において、この許可条件として施工時間帯を9時から17時までとされていたが、工事写真の原本データを確認したところ、この時間帯よりも前に、道路上で建設機械を稼働させている事例が見られた。</p> <p>監督職員から請負人に対して、関係法令の遵守についての指導が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>公共工事を執行するにあたり、関係法令の遵守は必須であることから、今後、このようなことがないように受注者を指導し、適切な工事監理に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>工事主任となる担当者を対象に課内研修を実施し、道路使用許可条件遵守に向けた指導方法、工事施工協議簿の発出について説明した。</p> <p>また、道路使用許可時間帯以外での施工を行わないよう、施工業者に対して工事施工協議簿（令和2年6月15日付発出）を以って通知した。</p> <p>その他、令和2年5月以降に開催されたすべての工事安全管理現場委員会において、直接口頭で道路使用許可条件を遵守するよう指導した。</p> <p>さらに、10区の工事担当係長で構成する施工監理部会において内容説明し注意喚起を行った。</p>	

2 意見への対応（令和2年度監査報告第3号に掲載された意見に係るもの）

(1) 令和2年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見	<p>第2 意見/1 水道請負工事費積算要領で定められている施工地域区分の大都市の選択について</p> <p>「水道請負工事費積算要領」（以下「要領」という。）は、水道工事の工事費の算定について、必要な事項を定めたものである。</p> <p>この要領では、共通仮設費率(*)及び現場管理費率(*)の補正を行う際に選択する施工地域区分の項目に大都市という項目があり、この大都市を選択する場合は、人口集中地区(*)及びこれに準ずる地区が含まれる施工箇所が対象であると定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、施工箇所が人口集中地区では</p>

	<p>ないが、これに準ずる地区であると総合的に判断し施工地域区分において大都市を選択している事例が複数みられた。</p> <p>しかしながら、要領には、人口集中地区に準ずる地区として判断する際の明確な基準が記載されていないことから根拠が不明瞭なものであると考える。</p> <p>このため、どのような施工箇所が人口集中地区に準ずる地区に該当するのか要領に明確に記載するよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (*) 共通仮設費率：工事を行う際に必要な運搬費、準備費、安全等の共通的な経費を算出する際に用いる率 (*) 現場管理費率：工事を行う際に必要な品質管理費、安全管理など工事監理を実施するための経費を算出する際に用いる率 (*) 人口集中地区：総務省統計局の国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域のこと
<p>《意見への対応》</p> <p>施工地域区分に大都市を選択する条件となる市街地の基準について、他部局の事例を踏まえて人口集中地区のみとし、人口集中地区に準ずる地区については判断基準から除外することとした。</p> <p>併せて、このことについて要領を見直し、令和2年10月に改訂することとした。</p>	